

○平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（抜粋）
【平成 24 年 9 月 25 日 統計委員会】
《同一企業内の雇用の転換》

【本編】

II 各ワーキンググループの検討結果

(II) 第 2 ワーキンググループ関係

3 審議結果

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

iii) 同一企業内の雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の雇用形態転換だけでなく、同一企業内の雇用形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること【厚生労働省】

(ア) 施策の進捗状況報告等

○ 同一企業内の雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換）に関する統計調査による定期的な把握としては、雇用動向調査（年 2 回実施、調査対象は約 15,000 事業所）において臨時・日雇名義から常用名義に切り替えられた者の数、また、労働経済動向調査（年 4 回実施、調査対象は約 5,800 事業所）では、正社員以外の労働者から正社員への登用実績の有無等を把握している。

(イ) 施策の進捗状況等に対する評価

○ 依然として、同一企業内の雇用形態の転換の実態については、既存の統計調査の中で把握されているとは言い難い。例えば、雇用動向調査における「臨時・日雇名義の常用労働者から常用名義の常用労働者に切り替えられた者」の数は、非正規雇用から正規雇用に転換した者の全体像を把握できるものとはなっていない。

(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○ 関係府省は、同一企業内の雇用形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）の実態に関し検討の場を設け、統計調査における調査可能性及び調査の必要性を含めて、検討する必要がある。